

令和4年1月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時：令和4年1月11日（火）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議 題
 - ① 承認第1号 専決処分の承認について（指定校区外就学の承認）
 - ② 承認第2号 専決処分の承認について（指定校区外就学の承認）
 - ③ 議案第1号 四万十町立窪川中学校生徒の通学費の助成に関する規則の一部を改正する規則について
 - ④ 議案第2号 四万十町立学校管理運営規則施行細則の一部を改正する細則について
- 5 協議事項
- 6 報告事項
 - ① 働き方改革推進委員会について
- 7 その他

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 佐々倉 愛、 岡 澄子
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 岡 英祐、 東 孝典

承認第1号

専決処分の承認について

指定校区外就学について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和4年1月11日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

指定校区外就学申請の承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和3年12月13日

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 抜粋

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

参 考

四万十町立小学校及び中学校における校区外就学に関する取扱要綱【抜粋】

(校区外就学)

第2条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒の保護者から教育委員会が指定する小学校又は中学校（以下「指定校」という。）の変更を希望する旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当するときは、指定校の変更をすることができる。

(申請)

第3条 前条の規定により指定校の変更を希望する保護者は、指定校区外就学申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

(承認)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の内容を審査し、適当であると認められたものについて、指定校の変更を承認するものとする。

別表（第2条関係）

校区外就学基準

No.	区分	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
1	学期途中の転居	四万十町内への転居で、引き続き在籍していた学校に就学させたい場合	小・中 全学年	当該学年の 終了まで	・校区外就学協議書（様式第3号）
2	留守家庭	勤務等により、児童の帰宅時に保護者等が不在であり、児童を祖父母宅、知人、学童保育等へ預けるため、預かり先の住所地の指定校に就学させたい場合	小全学 年	当該学年の 終了まで （1年更新）	・預かり承諾書（様式第4号） ・在職証明書（様式第5号）
3	転居予定	新築等により、完成後又は購入後の転居が確実であり、転居予定先の指定校に就学させたい場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書、売買契約書、入居契約書等の転居を確認できる書類
4	住民票のみの異動（住宅融資等）	住民票が居所に無い場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書等の住宅建築を確認できる書類 ・居住証明書（様式第6号） 又は居住を確認できる書類
5	教育上等の配慮	いじめ、不登校、健康上等の理由により校区外就学が適当であると教育委員会が認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・通学を希望する学校長の意見書又は関係機関の意見書等 ・医師の診断書（必要と認められる場合）
6	地理的な理由	学校との距離により教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	卒業時まで	
7	その他の事情	No.1から6までに掲げる事由のほか、教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・事由要件による。

承認第2号

専決処分の承認について

指定校区外就学について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和4年1月11日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

指定校区外就学申請の承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和3年12月20日

四万十町教育長 山脇 光章

議案第 1 号

四万十町立窪川中学校生徒の通学費の助成に関する規則の一部を改正する規則について

四万十町立窪川中学校生徒の通学費の助成に関する規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 42 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 4 年 1 月 1 1 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

四万十町立窪川中学校生徒の通学費の助成に関する規則の一部を改正する規則

四万十町立窪川中学校生徒の通学費の助成に関する規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（助成）

第 2 条 通学費の助成は、鉄道又は一般乗合自動車を利用した通学が最も安全かつ合理的であると認められる生徒に対し、当該生徒の居住地の最寄駅又は最寄停留所から学校までの定期券又は回数券の交付により行うものとする。

2 前項に規定する助成の対象となる生徒は、別表に定める地区に居住し通学する生徒とする。

3 教育長が特に必要があると認める場合は、第 1 項に規定する定期券又は回数券の交付のほか、タクシー等による送迎を行うことができる。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

助成の対象となる生徒の居住地
床鍋、影野、奥呉地、魚ノ川、替坂本、下呉地、六反地、仁井田、小向、中ノ越、奥神ノ川、藤ノ川、親ケ内、八千数、与津地、本堂、黒石、奈路、土居、飯ノ川、弘見、志和峰、平野、向川、数神、道德、志和、大鶴津、小鶴津、興津、檜生原、寺野、南川口、天ノ川、秋丸、野地、家地川、大向、折合、七里、川ノ内、勝賀野、中村、米奥、東北ノ川、壺斗俵、市生原、窪川中津川、作屋、上秋丸、日野地

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

四万十町立窪川中学校生徒の通学費の助成に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○四万十町立窪川中学校生徒の通学費の助成に関する規則 平成18年11月13日教育委員会規則第42号</p> <p>第1条 (略) (助成)</p> <p>第2条 通学費の助成は、鉄道又は一般乗合自動車を利用した<u>通学が最も安全かつ合理的である</u>と認められる<u>生徒に対し、当該生徒の居住地の最寄駅又は最寄停留所から学校までの定期券又は回数券の交付により行うものとする。</u></p> <p>2 前項に規定する助成の対象となる生徒は、別表に定める地区に居住し<u>通学する生徒とする。</u></p> <p>3 教育長が特に必要があると認めるときは、第1項に規定する定期券又は<u>回数券の交付のほか、タクシー等による送迎を行うことができる。</u></p> <p>第5条 ~ (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="885 112 1197 1117"> <thead> <tr> <th data-bbox="885 112 933 1117">区分</th> <th data-bbox="885 1120 933 2116">住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="933 112 1197 1120"> <p><u>第2条第1項該当者</u></p> </td> <td data-bbox="933 1120 1197 2116"> <p>床鍋、影野、奥呉地、魚ノ川、替坂本、下呉地、六反地、中ノ越、奥神ノ川、藤ノ川、親ケ内、八千敷、与津地、本堂、黒石、奈路、土居、飯ノ川、弘見、志和峰、平野、向川、数神、徳、志和、大鶴津、小鶴津、<u>興津</u>、檜生原、寺野、南秋丸、野地、家地川、大向、折合、七里、川ノ内、勝賀野、中村、米奥、東北ノ川、野地</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	住所	<p><u>第2条第1項該当者</u></p>	<p>床鍋、影野、奥呉地、魚ノ川、替坂本、下呉地、六反地、中ノ越、奥神ノ川、藤ノ川、親ケ内、八千敷、与津地、本堂、黒石、奈路、土居、飯ノ川、弘見、志和峰、平野、向川、数神、徳、志和、大鶴津、小鶴津、<u>興津</u>、檜生原、寺野、南秋丸、野地、家地川、大向、折合、七里、川ノ内、勝賀野、中村、米奥、東北ノ川、野地</p>	<p>○四万十町立窪川中学校生徒の通学費の助成に関する規則 平成18年11月13日教育委員会規則第42号</p> <p>第1条 (略) (助成)</p> <p>第2条 通学費の助成額は、<u>別表に定める生徒の居住地から学校までの通学のために、</u>鉄道又は一般乗合自動車を利用することが最も安全かつ<u>経済的、合理的</u>であると認められる最寄駅又は最寄停留所からの<u>長期定期券</u>。</p> <p>第5条 ~ (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="885 112 1197 1117"> <thead> <tr> <th data-bbox="885 112 933 1117">区分</th> <th data-bbox="885 1120 933 2116">住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="933 112 1197 1120"> <p><u>第2条第1項該当者</u></p> </td> <td data-bbox="933 1120 1197 2116"> <p>床鍋、影野、奥呉地、魚ノ川、替坂本、下呉地、六反地、中ノ越、奥神ノ川、藤ノ川、親ケ内、八千敷、与津地、本堂、黒石、奈路、土居、飯ノ川、弘見、志和峰、平野、向川、数神、道徳、志和、大鶴津、小鶴津、檜生原、寺野、南秋丸、天ノ川、秋丸、野地、家地川、大向、折合、七里、川ノ内、勝賀野、中村、米奥、東北ノ川、菴斗俵、市生原、窪川中津川、作屋、上秋丸、日野地</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	住所	<p><u>第2条第1項該当者</u></p>	<p>床鍋、影野、奥呉地、魚ノ川、替坂本、下呉地、六反地、中ノ越、奥神ノ川、藤ノ川、親ケ内、八千敷、与津地、本堂、黒石、奈路、土居、飯ノ川、弘見、志和峰、平野、向川、数神、道徳、志和、大鶴津、小鶴津、檜生原、寺野、南秋丸、天ノ川、秋丸、野地、家地川、大向、折合、七里、川ノ内、勝賀野、中村、米奥、東北ノ川、菴斗俵、市生原、窪川中津川、作屋、上秋丸、日野地</p>
区分	住所								
<p><u>第2条第1項該当者</u></p>	<p>床鍋、影野、奥呉地、魚ノ川、替坂本、下呉地、六反地、中ノ越、奥神ノ川、藤ノ川、親ケ内、八千敷、与津地、本堂、黒石、奈路、土居、飯ノ川、弘見、志和峰、平野、向川、数神、徳、志和、大鶴津、小鶴津、<u>興津</u>、檜生原、寺野、南秋丸、野地、家地川、大向、折合、七里、川ノ内、勝賀野、中村、米奥、東北ノ川、野地</p>								
区分	住所								
<p><u>第2条第1項該当者</u></p>	<p>床鍋、影野、奥呉地、魚ノ川、替坂本、下呉地、六反地、中ノ越、奥神ノ川、藤ノ川、親ケ内、八千敷、与津地、本堂、黒石、奈路、土居、飯ノ川、弘見、志和峰、平野、向川、数神、道徳、志和、大鶴津、小鶴津、檜生原、寺野、南秋丸、天ノ川、秋丸、野地、家地川、大向、折合、七里、川ノ内、勝賀野、中村、米奥、東北ノ川、菴斗俵、市生原、窪川中津川、作屋、上秋丸、日野地</p>								

別記様式 (第4条関係) (略)

別記様式 (第4条関係) (略)

議案第 2 号

四万十町立学校管理運営規則施行細則の一部を改正する細則について

四万十町立学校管理運営規則施行細則の一部を改正する細則（平成 18 年四万十町教育長訓令第 12 号）の一部を改正する細則を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 4 年 1 月 1 1 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校管理運営規則施行細則の一部を改正する細則

四万十町立学校管理運営規則施行細則（平成 18 年四万十町教育長訓令第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 19 号様式を次のように改める。

特別休暇等承認簿

令和 年	職 名	氏 名				暦年で取得する特別休暇	1月から3月までの取得日数	残日数
						永年勤続休暇		
夏期特別休暇	実施期間中の勤務していない期間	月	日から	月	日まで	請求できる日数		
	再任用短時間勤務職員の週の勤務日数					日	時間	

臨時的任用 教職員 任期付教員	任 用 期 間				病気休暇 日数	夏 期 特 別 休 暇			
	臨・任	月	日から	月	日まで	実 施 期 間			請求できる日数
令和 年度	臨・任	月	日から	月	日まで	月	日から	月	日まで
	臨・任	月	日から	月	日まで	月	日まで		

承認印	期 間	種類及び日数(時数)			事由	出勤簿 整理済
		有 特 別	給 病 気	無給		
	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	日 時間	日 時間		残 ; 日 時間 分	
	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	日 時間	日 時間		残 ; 日 時間 分	
	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	日 時間	日 時間		残 ; 日 時間 分	
	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	日 時間	日 時間		残 ; 日 時間 分	
	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	日 時間	日 時間		残 ; 日 時間 分	
	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	日 時間	日 時間		残 ; 日 時間 分	
	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	日 時間	日 時間		残 ; 日 時間 分	
	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	日 時間	日 時間		残 ; 日 時間 分	
	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	日 時間	日 時間		残 ; 日 時間 分	
	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	日 時間	日 時間		残 ; 日 時間 分	
	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	日 時間	日 時間		残 ; 日 時間 分	

①看護休暇：事由欄に休暇の名称及び被看護者の続柄、負傷・疾病等の内容を記入すること。
 ②短期介護休暇：事由欄に休暇の名称及び要介護者の続柄を記入すること。
 ③病気休暇：引き続き1ヶ月以上にわたる場合は、診断書を添えて四万十町教育委員会の承認を得ること。
 提出するもの 短期介護休暇：要介護者の状態等申出書、忌引休暇：取得後に忌引休暇取得状況報告書、祭日休暇：申請時に祭日休暇添付書類
 病気休暇：医療機関のレシート、葉袋など、医療機関を受診したことが確認できるものを提示。6日を超える場合は診断書を提出。
 ※ 夏期特別休暇の欄は、実施期間中に一定期間（1月）以上勤務していない場合、再任用短時間勤務職員（勤務日数が週4日以下）の場合に記入
 ※ 臨時的任用教職員等の夏期特別休暇欄は、実施期間の間に任用期間の始期、終期、又は両方がある場合に記入

承認印	期 間				種類及び日数(時数)			事由	出勤簿 整理済						
					有 給		無給								
					特 別	病 気									
	自	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	至	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	自	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	至	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	自	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	至	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	自	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	至	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	自	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	至	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	自	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	至	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	自	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	至	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	自	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	至	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	自	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	至	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	自	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	至	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	自	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	
	至	月	日	時	分	日	時間	日	時間		残；	日	時間	分	

年次有給休暇届

休 暇 年 度				職 名		氏 名		
令和 年 9 月から 令和 年 8 月まで								
前休暇年度に 請求できた 日数	前休暇年度に 受けた日数	残日数	繰越し できる日数	本休暇年度に 請求できる日数	本休暇年度 3月31日までに 受けた日数	本休暇年度4月1日 から8月31日までに 請求できる日数	再任用短時間勤務職員の 1日の勤務時間※	
							9月 1日から 3月31日まで 時間	4月 1日から 8月31日まで 時間
日 時間 分	日 時間 分	日 時間 分	日 時間 分	日 時間 分	日 時間 分	日 時間 分		
臨時的任用教職員 任期付教員		前年度から繰越し・引継ぎできる日数				総任用期間に 請求できる日数	退職前等に受けた日数	請求できる日数
		任用 期間	臨・任 月 日 から	臨・任 月 日 から	臨・任 月 日 から			
令和 年度			月 日 から	月 日 から	月 日 から	日	日 時間 分	日 時間 分
処理・承認 承認 権者	専決者	期 間			日 数 (時数)	残日数 (時数)	届出印	出勤簿 整理済
		自 月 日 時 分		日 時間	日 時間 分			
		至 月 日 時 分		日 時間	日 時間 分			
		自 月 日 時 分		日 時間	日 時間 分			
		至 月 日 時 分		日 時間	日 時間 分			
		自 月 日 時 分		日 時間	日 時間 分			
		至 月 日 時 分		日 時間	日 時間 分			
		自 月 日 時 分		日 時間	日 時間 分			
		至 月 日 時 分		日 時間	日 時間 分			
		自 月 日 時 分		日 時間	日 時間 分			
		至 月 日 時 分		日 時間	日 時間 分			
		自 月 日 時 分		日 時間	日 時間 分			
		至 月 日 時 分		日 時間	日 時間 分			
		自 月 日 時 分		日 時間	日 時間 分			
		至 月 日 時 分		日 時間	日 時間 分			

※再任用短時間勤務職員の1日の勤務時間欄は、1日の勤務時間が7時間45分以外の場合に記入

処理・承認		期 間					日 数 (時数)		残日数 (時数)			届出印	出勤簿 整理済
承認 権者 処理	専決者	自	月	日	時	分	日	時間	日	時間	分		
		至	月	日	時	分							
		自	月	日	時	分	日	時間	日	時間	分		
		至	月	日	時	分							
		自	月	日	時	分	日	時間	日	時間	分		
		至	月	日	時	分							
		自	月	日	時	分	日	時間	日	時間	分		
		至	月	日	時	分							
		自	月	日	時	分	日	時間	日	時間	分		
		至	月	日	時	分							
		自	月	日	時	分	日	時間	日	時間	分		
		至	月	日	時	分							
		自	月	日	時	分	日	時間	日	時間	分		
		至	月	日	時	分							
		自	月	日	時	分	日	時間	日	時間	分		
		至	月	日	時	分							
		自	月	日	時	分	日	時間	日	時間	分		
		至	月	日	時	分							
		自	月	日	時	分	日	時間	日	時間	分		
		至	月	日	時	分							
		自	月	日	時	分	日	時間	日	時間	分		
		至	月	日	時	分							

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

